

- 2 前項の規定による手法の選定は、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。
- 3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。
- 4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

[解説]

(1) 調査・予測・評価の手法検討の考え方

環境影響評価における調査・予測・評価を効果的かつ効率的に行うためには、環境影響評価の各プロセスにおいて行われる作業の目的を常に明確にしておくことが必要である。環境影響評価における最終的な目的は「評価」であることから、方法書段階における調査・予測・評価の手法検討では、実際の環境影響評価における作業の流れとは逆に、評価手法の検討→予測手法の検討→調査手法の検討の順に検討を進める必要がある。特に、項目の追加・削除や手法の重点化・簡略化を行う場合には、従来の環境影響評価とは異なった調査が必要になったり、あるいは従来行われてきた調査が不要になったりする場合があるため、方法書段階でこの評価・予測・調査の関係について十分な検討が行われていないと、無駄な調査の実施や調査不足による手戻り等が生じるおそれがある。

(2) 評価の考え方

環境影響評価法における評価の考え方は、大きく下記のア、イの2種類がある。これらのうちアについては評価の視点に必ず盛り込む必要があり、また、イに示される基準、目標等のある場合には、イの視点も必ず盛り込む必要がある。

ア、イの評価を行う場合には、イの基準等との整合が図られた上でさらにアの回避低減の措置が十分であることが求められる。現状において環境基準を満足していない地域等、イの基準等との整合が図られない場合には、それを明らかにするとともに、アの視点からより一層の回避・低減の措置を検討した上で、双方の評価を合わせて総合的に評価することになる。

ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されること。

なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとすること。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る評価

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとすること。

ウ その他の留意事項

評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとすること。

上の2種類の評価の考え方のそれぞれにより、調査・予測・評価の内容及び手法等は大きく異なるため、調査・予測手法の検討に先立って、事業特性、地域特性及び上の評価の考え方を考慮し、当該事業の環境影響評価における評価の方針について検討しておくことが必要である。

【留意点】

○「実行可能なより良い技術」の考え方

技術指針には回避、低減に関する評価手法の一つとして「実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること」を例示している。

「実行可能なより良い技術を取り入れること」とは、欧米において許認可等に導入されている考え方であり、我が国の環境影響評価においては電力事業等に導入されてきた実績がある。対象事業に導入される様々な技術を環境保全の観点から性能評価して最高水準と考えられる数種類を抽出し、これを地域特性や事業特性を勘案しつつ事業者が実行可能な範囲で事業に導入するものである。「実行可能」かどうかについては、欧米の事例をみると、まず主に技術的な側面から検討され、さらに経済的な側面等からの検討も加えられ、産業界やNGO等の様々な関係者の意見を聞いた上で決定されている。

我が国の環境影響評価においては、例えば火力発電所の新規立地の場合、主に燃焼技術や排ガス対策技術について、類似の事例において導入されている技術及び導入される予定の技術やその分野での学術研究及び技術開発の状況などを把握し、その事業が着工される時点までに導入可能な、環境保全の観点から最高水準の技術が導入されるかどうかを目安として評価が行われてきた。

環境影響評価における「回避・低減に係る評価」とは、事業者の環境保全への努力の内容を評価することに他ならず、「実行可能なより良い技術」の導入に関する評価においても、事業者がその導入について努力をしてきたこと、検討してきたこと、考えていることや導入の効果等を明確にした上で住民等や地方公共団体の意見を聞くという過程が重要となる。

発電所事業のみならず、全ての事業種についてこの評価手法は適用可能であり、今後は積極的な活用を行う。

(3) 調査・予測・評価対象とする範囲（地域）の考え方

ア 調査・予測・評価の対象とする地域・地点の考え方

(7) 調査地域

調査地域の設定に当たっては、調査対象となる情報の特性、事業特性及び